

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構

## 共同研究の実施に関する規程

平成13年11月8日

13規程第72号

改正：平成15年 1月23日 15規程第 1号

改正：平成16年 7月29日 16規程第25号

改正：平成16年11月 9日 16規程第47号

改正：平成16年11月25日 16規程第60号

改正：平成18年 3月28日 18規程第36号

改正：平成19年 3月20日 19規程第15号

改正：平成20年 3月 3日 20規程第11号

改正：平成20年 3月25日 20規程第28号

改正：平成21年 2月 2日 21規程第 6号

改正：平成22年 3月 8日 22規程第 2号

改正：平成22年 4月27日 22規程第33号

改正：平成23年 4月27日 23規程第36号

改正：平成24年 7月31日 24規程第62号

改正：平成25年 6月11日 25規程第22号

改正：平成26年 9月24日 26規程第41号

改正：平成27年 3月24日 27規程第67号

改正：平成27年 6月30日 27規程第109号

改正：平成28年 3月29日 28規程第20号

改正：平成28年 4月26日 28規程第87号

改正：平成31年 3月12日 2019規程第17号

改正：令和 5年 2月28日 2023規程第50号

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における共同研究の実施について定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「共同研究」とは、機構と共同研究者（機構にとって共同研究の相手方になる者をいう。以下同じ。）が相互にその成果を利用する目的をもって共同して行う試験研究（調査を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
- イ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号。以下「半導体集積回路法」という。）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号。以下「種苗法」という。）に規定する育成者権及び日本以外の国又は地域（以下「国外」という。）におけるこれらの権利に相当する権利
  - ロ 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び国外におけるこれらの権利に相当する権利
  - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに国外におけるこれらの権利に相当する権利
  - ニ イ、ロ及びハに掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料及び図面等を含む。）のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- (3) 「発明等」とは、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となる創作、育成者権の対象となる育成並びにノウハウを使用する権利の対象となる案出をいう。
- (4) 知的財産権の「実施」とは、次に掲げるものをいう。
- イ 特許法（昭和34年法律第121号。以下「特許法」という。）第2条第3項、実用新案法（昭和34年法律第123号。以下「実用新案法」という。）第2条第3項、意匠法（昭和34年法律第125号。以下「意匠法」という。）第2条第2項、商標法（昭和34年法律第127号。以下「商標法」という。）第2条第3項、半導体集積回路法第2条第3項及び種苗法第2条第5項に規定する行為
  - ロ プログラム等の使用及び著作権法第21条、第23条、第26条から第28条に規定する権利を行使する行為
  - ハ ノウハウの使用
- (5) 「通常実施権」とは、次に掲げるものをいう。
- イ 特許法、実用新案法、意匠法に規定する通常実施権及び商標法に規定する通常使用権
  - ロ 半導体集積回路法に規定する通常利用権
  - ハ 種苗法に規定する通常利用権
  - ニ 第4号ロに規定する権利の対象となるものについて実施する権利

ホ プログラム等の著作物に係る著作権について実施する権利

ヘ ノウハウについて実施する権利

ト 国外におけるイからへのそれぞれの権利に相当する権利

(6) 「独占的通常実施権」とは、独占的通常実施権の許諾範囲において、知的財産権を共有する者が、独占的通常実施権者以外の者には実施の許諾を行わず、かつ、独占的通常実施権の許諾範囲においては、独占的通常実施権者の承諾なく第三者は実施できない権利をいう。

(7) 「出願」とは、特許などの産業財産権（工業所有権）については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、著作権については著作物及び著作権の登録並びに国外におけるこれらの権利に相当する権利の申請、登録、出願（仮出願を含む。）をいう。

(共同研究の種類)

第3条 共同研究の種類は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「一般型共同研究」とは、共同研究の実施のため、機構と共同研究者との間で資金の授受がない試験研究をいう。

(2) 「資金受領型共同研究」とは、共同研究の実施のため、共同研究者から機構が資金を受領（受領資金）して行う試験研究をいう。

(3) 「資金拠出型共同研究」とは、共同研究の実施のため、機構から共同研究者へ資金を拠出（拠出資金）して行う試験研究をいう。

(実施要件)

第4条 機構は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に共同研究を行うことができる。

(1) 試験研究を共同して実施することが機構の目的を達成することに寄与すると考えられること。

(2) 試験研究を共同して実施することが合理的かつ効果的であること。

(3) 試験研究を共同して実施することにより、機構の他の業務に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(4) 研究代表者が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 共同研究期間の始期から終期まで継続して在職する定年制職員

ロ 外部連携部門長が別に定める者

(費用の分担)

第5条 共同研究の費用は、共同研究の分担に応じ、各当事者がそれぞれ分担するものとする。ただし、機構が共同研究の実施に必要があると認めた場合は、共同研究者との間で研究費等の資金を授受することができる。

(共同研究審査委員会)

第6条 資金拠出型共同研究について、当該試験研究を実施することが適切であるか否かを審査するため、機構に共同研究審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(共同研究の実施に関する規程)

2 委員会の運営については、別に定める。

(研究員等の派遣)

第7条 各当事者は、共同研究を行うため必要があると認めるときは、相手方の同意を得て、共同研究に従事する研究員等（自己と雇用関係にない研究補助者を含む。以下同じ。）を相互に派遣することができる。

(組織の設置)

第8条 機構は、機構全体の戦略的な連携活動として共同研究を実施する場合、共同研究者と連携して当該共同研究を実施するための組織を設置することができる。

2 前項の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

(共同研究の期間)

第9条 共同研究を実施する期間は、複数年度とすることができる。ただし、資金拠出型共同研究は、複数の中長期計画にわたる実施期間の設定はできないものとする。

2 複数年度にわたる共同研究契約が多大な後年度負担を伴う研究内容である場合には、締結の適否につき理事会議の議を経ることとする。

共同研究計画書)

第10条 共同研究を実施しようとする職員は、次の各号に掲げる事項を記載した共同研究計画書を、外部連携部門企業連携室長に提出するものとし、その際、センター長の承認を得ることとする。ただし、理事長が別に定めた場合にはこの限りではない。

(1) 共同研究の課題

(2) 共同研究者

(3) 共同研究を実施する機構の組織及び担当する職員

(4) 共同研究の期間

(5) 共同研究の内容

(6) 共同研究の実施につき、次に掲げる事項

イ) 受領資金または拠出資金の有無及び経費の計画

ロ) 研究試料、研究者、研究施設及び装置等に関する計画

ハ) 研究内容の分担

ニ) その他必要な事項

(7) 共同研究を行う理由（資金拠出型共同研究は必須。）

(8) 共同研究者選定の理由（資金拠出型共同研究は必須。）

(9) 共同研究により期待される成果（知的財産権を含む。資金拠出型共同研究は必須。）

(10) 共同研究者以外の他機関との連携に関わる類似の契約の有無

(11) 前各号に掲げるものの他参考となる事項

2 前項の規定は、共同研究計画を変更しようとする場合に準用する。

(契約書)

第11条 共同研究者との間で共同研究契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げ

る事項を記載した契約書を作成するものとする。

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の内容
- (3) 共同研究の実施場所
- (4) 共同研究の実施期間
- (5) 共同研究の分担に関する事
- (6) 共同研究に従事する研究員等の派遣に関する事
- (7) 共同研究に要する費用の分担に関する事
- (8) 受領資金の機構への納付または拠出資金の共同研究者への支払いに関する事（一般型共同研究を除く）
- (9) 拠出資金の使途を明確にさせるための措置に関する事
- (10) 研究成果の通知及び発表に関する事
- (11) 知的財産権の帰属、出願及び実施に関する事
- (12) 契約の変更及び解除に関する事
- (13) 研究施設及び装置の使用及び持ち込み等に関する事
- (14) 秘密の保持に関する事
- (15) 取得した物件（各当事者が製造し、取得し、又は効用を増加させる土地・建物・構築物・機械装置・工具・器具・備品・製品等）に係る権利の帰属に関する事
- (16) 前各号に掲げるもののほか、共同研究の実施に関して必要な事項（契約の変更及び解除）

第12条 共同研究契約は、各当事者が合意の上研究の内容及び各当事者の分担その他の事項を変更することができる。

- 2 共同研究契約は、各当事者がその契約を解除することができる。  
（知的財産権及び出願）

第13条 共同研究を行ったことにより各当事者が独自に得た発明等は、各々自己の職務発明等に関する規程により、知的財産権を有する。

- 2 共同研究において当事者の共同で得た発明等に係る知的財産権（以下、「共有の知的財産権」という。）は、原則として当事者の共有とし、各当事者の職務発明等に関する規程により各当事者に属する発明者が共有者となるときは、その者を含め共有とする。

- 3 前項の共有の知的財産権の出願を行おうとするときは、各当事者は当該権利に係る各当事者の持分等を定めた共同出願に関する契約を締結するものとする。  
（第三者に対する実施許諾）

第14条 機構は、共有の知的財産権について、第三者に対して当該知的財産権の実施権を付与することができる。

（独占的通常実施権及び優先交渉権の付与等）

第15条 機構は、共同研究者が独占的通常実施権の付与を希望する場合には、前条に関わ

らず機構の目的の達成に支障がない限り、成果の実用化を促進するため、一定期間、独占的通常実施権を付与することができる。

- 2 機構は、前条に関わらず共同研究者に対して機構の目的の達成に支障がない限り、成果の実用化を促進するため、一定期間、原則有償にて優先交渉権を付与することができる。  
(独占的通常実施権の解約)

第16条 機構は、独占的通常実施権を付与した共同研究者が、独占的通常実施権の付与から一定期間を過ぎてもその実用化に積極的に取り組まず、又は専ら第三者の事業参入を防止する防衛的目的のためだけに使用する等、機構の目的の達成に支障があると認められる場合は、当該独占的通常実施許諾を解約することができる。  
(知的財産権の管理費用)

第17条 機構は、知的財産権を共有する場合は、知的財産権の管理費用(特許庁等の登録機関及び外部弁理士等に支払う費用であって、知的財産権を取得及び維持管理するために要するものをいう。)を共有する者と均等に負担するものとする。ただし、共同出願契約等にて定めた場合にはこの限りではない。

- 2 機構は、第15条の規定により優先交渉権または独占的通常実施権を付与したときは、共同研究者に対して、原則付与期間中の知的財産権の管理費用の全額の負担を求める。  
(知的財産権の実施料)

第18条 機構は、共有の知的財産権を、第15条第1項により独占的通常実施権を付与した者又は第三者に実施させる場合は、その者との間で実施料の支払い等について定めた実施契約を締結することとする。  
(知的財産権の譲渡又は放棄)

第19条 各当事者は、共有の知的財産権の自らの持分等を譲渡又は放棄しようとするときは、事前にその旨を他の当事者に報告する。  
(研究施設及び装置の使用)

第20条 共同研究を行うために必要な研究施設及び装置(以下「装置等」という。)は、他の当事者の同意を得て相互に使用することができるものとする。この場合において、使用の対価は相互に無償又は有償とすることができる。

- 2 各当事者は、それぞれの研究員等が前項の装置等を使用するとき、その装置を所有する他の当事者の指示及び規則等に従うために必要な措置をとらなければならない。  
(秘密の保持)

第21条 各当事者が共同研究に関し、他の当事者から書面(電磁的記録を含む。)で提供若しくは開示された、技術上若しくは営業上の秘密情報に関して秘密の保持の取扱いについては別途共同研究契約書で定める。  
(研究成果の通知及び公表)

第22条 各当事者は、共同研究にかかる成果を互いに通知することとする。  
2 共同研究の成果は原則として公表するものとする。

3 公表の時期、公表の方法について定める必要があるときは、相手方と協議の上別途定めるものとする。

(受領資金)

第23条 機構が試験研究を実施するにあたり、機構が受領する受領資金の額は、別に定める算定に係る細則、要領による。

(拠出資金)

第24条 共同研究者が試験研究を実施するにあたり、機構が支払う拠出資金の額は、当該試験研究を実施するために必要と見込まれる経費の額の一部とする。

2 機構は前項に定める拠出資金の額を限度額として、当該試験研究の実施に必要とした経費を支払うものとする。

3 前項に定める試験研究の実施に必要とした経費の額は、当該試験研究が完了した後、共同研究者の精算に関する報告書により機構が妥当と認めた額とする。

4 機構は、必要と認めるときは、拠出資金の一部又は全部を概算払いすることができる。

5 機構は、拠出資金の用途に関して、共同研究者に次の各号に掲げる事項を遵守させるものとする。

(1) 当該共同研究以外の目的に使用しないこと

(2) 支出の内訳明細を明らかにすること

6 機構は、必要があると認めるときは、当該試験研究が完了した後、または随時に、提供資金の使用状況等について調査をすることができる。

7 資金拠出型共同研究の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

(取得した物件の取扱)

第25条 機構若しくは共同研究者が共同研究を行うため又はこれを行ったことにより取得した装置、備品等の物件に係る権利は、その装置、備品等を取得した当事者に帰属するものとする。ただし、特別な事情又は共同研究契約において別の定めがある場合にはこの限りではない。

2 機構は、必要があると認めるときは、機構に帰属した物件を共同研究者の希望により貸与し、または譲渡することができる。

(適用除外)

第26条 共同研究の相手方が国、地方公共団体その他の公法人である場合又は特別な事情がある場合には、この規程の一部を適用しないことができる。

(事務)

第27条 共同研究の事務の取扱いについては、外部連携部門企業連携室において処理する。

(その他)

第28条 この規程の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年12月13日から施行する。

附 則（平成15年1月23日 15規程第1号）

この規程は、平成15年1月23日から施行する。

附 則（平成16年7月29日 16規程第25号）

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成16年11月9日 16規程第47号）

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成16年11月25日 16規程第60号）

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日 18規程第36号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日 19規程第15号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月3日 20規程第11号）

この規程は、平成20年3月3日から施行する。

附 則（平成20年3月25日 20規程第28号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月2日 21規程第6号）

この規程は、平成21年2月2日から施行する。

附 則（平成22年 3月 8日 22規程第 2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 4月27日 22規程第33号）

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

附 則（平成23年4月27日 23規程第36号）

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月31日 24規程第62号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年6月11日 25規程第22号）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日 26規程第41号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第67号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日27規程第109号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 28規程第20号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月26日 28規程第87号）

この規程は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月12日 2019規程第17号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第50号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。